

TiCTAC Extra Guarantee 時計保証規約

【時計保証規約】

第1条【保証】

株式会社ヌーヴ・エイ（以下「弊社」または「保証提供者」といいます。）は、弊社が販売する時計について、以下の通り保証サービス（以下「本保証」といいます。）を提供いたします。

第2条【加入】

保証提供者が提供する本保証に加入を希望されるお客様は、時計（以下「保証商品」といいます。）のお買上時に限り、別途定める保証料を支払うことによって、保証加入のお申込みをいただけます。

保証提供者は保証加入の証として、本保証の保証書（以下「保証書」といいます。）をお客様へ交付します。

第3条【保証の請求権者】

本保証の請求権者（以下「請求権者」といいます。）は、保証書および保証商品の所有者とします。

第4条【保証対象外商品】

以下の時計は本保証の対象となりません。

ヴィンテージ時計、メーカー保証6か月以下の時計、その他弊社が指定するもの。

第5条【間接損害】

保証商品の直接的損害以外の以下のような間接損害は本保証の対象外です。

保証商品の瑕疵、故障または損傷に起因して生じた身体障害。（障害に起因する死亡を含みます。）

保証商品の瑕疵、故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障、損傷もしくは汚損等の損害。

保証商品の故障または損傷に起因して、保証商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。

第6条【準拠法】

本保証は日本国内においてのみ有効で、日本国の法令の定めるところに従います。

本規約に定めのない事態が生じた場合には、保証提供者が信義に則り誠実に対応いたします。

第7条【本保証の変更、解約】

本保証は、保証期間の途中で変更や解約はできません。

第8条【本保証の内容】

本保証の内容は次の通りとし、保証商品の修理が可能な場合は修理を行います。

修理が不可能な場合は同価格帯の代替品を提供します。（上限、税別10万円まで）金銭による保証は行いません。

本保証期間中何回でも保証いたします。なお、電池交換は保証対象外です。

①外装破損（ベルトの破損を除く）により通常の使用が困難な場合。

②内装破損により通常の使用が困難な場合。

③水濡れにより通常の使用が困難な場合。

④風防破損により通常の使用が困難な場合。

⑤正常な使用状態において材料や製造上の不具合があった場合。

ただし、メーカー無償保証期間内はメーカー保証を優先適用します。

第9条【自己負担金】

本保証を受ける場合、1回目の保証適用時は自己負担金がありません。

2回目以降の保証適用時は1回につき3,300円（税込）を自己負担いただきます。

第10条【本保証期間】

本保証期間は、保証商品毎に保証商品のお買上日を起算日とし保証書に記載します。

本保証期間を延長することはできません。

第11条【本保証の対象となる商品の範囲等について】

本保証の対象となる商品は、保証書に記載された商品（1本）となります。

第12条【本保証が受けられない主な場合】

以下に該当する場合は、本保証は適用されません。

①保証商品が保証書に記載された商品と異なる場合。

②保証書が改ざん・改変された場合。

③修理に際し保証書の提示がない場合。

④メーカー無償保証期間でメーカー無償修理の対象となる破損、故障の場合。

（リコール等メーカーによる商品回収もしくは修理を含みます。）

⑤第8条において、使用上問題のない破損、故障の場合。

⑥地震、津波、風水災などの自然災害による破損、故障の場合。

⑦改造、自己修理などの不適切な使用の場合。

⑧故意による破損、故障の場合。

⑨ベルトの破損。

⑩保証期間終了後に修理を受け付けた場合。

⑪保証提供者以外に修理を依頼された場合。

⑫時計本体以外の付属品の破損、故障の場合。

⑬核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはそれに汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって発生した破損、故障。

⑭戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって発生した破損、故障。

（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）

⑮当該時計の紛失又は盗難の場合。

第13条【保証請求方法】

請求権者が本保証を請求する場合、保証商品の保証書と保証商品を、お買上店等保証提供者店舗に持参または発送の上、保証提供者に修理を依頼してください。なお、保証提供者以外に修理を依頼された場合、本保証の対象となりませんのでご注意ください。

第14条

【お客様のご負担となるもの及び注意事項について】

本保証商品の持参及び持ち帰りの交通費、保証提供者等への連絡通信費、送付される場合の送料は請求権者の負担となります。